

安全報告書（2023年）

安全報告書（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

加森観光株式会社サホロリゾートスキー場 令和5年8月作成

■ 御利用者の皆様へ

当スキー場の鉄道事業に対しまして、日頃の御利用と御理解をいただきありがとうございます。当スキー場は経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守と共に安全輸送に努めております。本報告書は鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保の為の取り組みや安全の実態について自ら振り返るとともに、広く御理解を頂くために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的な御意見を頂戴できれば幸いです。

加森観光株式会社

代表取締役社長 加森 久丈

■ ゴンドラ・リフトの安全に対する取り組み

● 輸送の安全を確保するための基本的な方針と安全重点施策

1. 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的定める。
2. 職員等の安全に係る行動範囲（基本的な方針）は次のとおりとしました。
 - （1） 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
 - （2） 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を良く理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
 - （3） 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - （4） 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め。疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
 - （5） 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を行うこと。
 - （6） 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - （7） 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。
3. 職員等の安全に係る行動範囲（安全重点施策）は次の通りとしました。
 - ◎ 危険予知、災害ゼロで安全・安心な運行を目指す。
 - ・ 作業前の連絡事項、申送り事項の確実な実施（点検者のレベルアップ）
 - ・ 係員同士の意思の疎通とお互いの動静に注視し、労災事故を回避する
(チームワークの促進)
 - ・ 自社、他社のトラブル情報のグループ共有化。
 - ・ 細かなヒヤリハットの適切な収集と確実な報告。
 - ・ 教育訓練の取り組み。営業前教育訓練とシーズン中教育訓練もしっかり行う。

■ 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

● 輸送の安全の確保に関する組織体制

- (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- (2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保する為の索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。
- (3) 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し、設備、運行、要員、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証をおこなわせる。
- (4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保する為の索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- (5) 社長及び役員は、輸送の安全に関する改善施策の決定に際しては安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
- (6) 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態（以下、「事故・災害」という）の規模や内容に応じ、対応方法及び必要な要領を職員等に周知徹底する。

● 安全確保に関する体制図

サホロリゾートの索道事業における安全確保に関する体制と役割及び権限は、下図に挙げるとおりとしました。



● 責任者の役割及び権限

1. 安全統括管理者
索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する
2. 索道技術管理者
安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
3. 索道技術管理員
索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

■ 輸送の安全確保に関する管理方法

● 輸送の安全を確保するための取り組み

1. 緊急時対応訓練

サホロリゾートでは毎年、万一の「索道事故」や「災害」を想定した乗客の救助訓練や、予備原動機の操作訓練、アトラクショングループの社内研修を実施し、万全の体制を整えています。

シーズン前救助訓練

救助訓練（サホロ第6Pリフト）



社内研修 シーズン前安全講和



2. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

- (1) 第1第2高速リフト握索機解体整備磁粉探傷試験他各リフトの索輪交換を実施しました。



(2) 運輸局、索道協会の研修会等に積極的に参加して再度安全について理解を深めた。

- ・ 令和4年10月1日～11月30日の間で、索道技術管理者研修会テキスト確認問題自習テスト方式を実施受講した。

(3) 営業運行前による外注工事、第7ペアリフトモーターOHの実施。

サホロゴンドラ山麓駅舎屋根の改修工事を実施致しました。



(4) 営業運行前に始業点検、試運転を実施してお客様の安全が確保される事を確認してから営業運行に入りました。

(5) 乗場、降場では減速や声かけを行いお客様が安全に乗降できる様サポート致しました。

(6) 天候、風の情報は朝礼等で注意し、悪天候時は「運転細則」で定める異常気象時の運転方法に則り、安全運行に努めました。

(7) 運輸局、索道協会からの事故情報は全従業員に回覧し、安全意識の向上に努めました。

● 検査について

索道運行開始前点検を実施し、運行に支障が無い事を確認の後、運行を行っています。
また、定期点検を「関係法令」及び「整備細則」で定める検査要領に則り実施しています。

● 索道事故及びインシデント等について

令和4年の索道事故・インシデント等の発生状況のまとめ（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

索道運転事故の発生状況	普通索道	索道運転事故等の発生はありませんでした。
	特殊索道	索道運転事故等の発生はありませんでした。
インシデントの発生状況	普通索道	インシデントの発生はありませんでした。
	特殊索道	インシデントの発生はありませんでした。
索道人身傷害の発生状況	普通索道	人身傷害の発生はありませんでした。
	特殊索道	人身傷害、労災事故が1件ありました。

■ 御連絡先

当「安全報告書」への御感想及び当社の安全への取り組み全般に対する御意見、御感想を頂ければ幸いです。

〒081-0039

北海道上川郡新得町字新内西6線156-1

加森観光株式会社サホロ事業部

サホロリゾートスキー場

☎0156-64-4121 FAX0156-64-7224

e-mail ski@sahoro.co.jp